

Global Tax Update

英国

デロイトトーマツ税理士法人

2016年9月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 延滞税率(late payment interest rate)の引下げ

イングランド銀行の0.5%から0.25%への金利引下げの発表に伴い、英国歳入税関庁(HM Revenue & Customs: 以下「HMRC」)は延滞税率も同様に引き下げると発表した。HMRCの延滞税率は、基準金利より2.5%高く設定されていたため、現行の3%から2.75%に引き下げられることになる(SI 2011/2446)。一方、還付に係る利率(repayment interest rate)は0.5%に据え置かれる。当該変更は多くの税目について2016年8月23日(イングランド銀行の金融政策委員会の会合開催日から13営業日後)から適用される。四半期納税については2016年8月15日から新しい利率が適用される。

詳細については下記を参照のこと。

>> [GOV.UK](#)(英国政府ウェブサイト(英語))

2. HMRC: 法令適用に関する事前ルーリング(non-statutory clearance)に関するガイダンス

HMRCは新たに定められた法律を含む法令適用に関する解釈に不確実な部分がある場合において、その明確化を目的とした事前ルーリングに関する改訂ガイダンスを公表するとともに、補足規定も公表した。補足規定は当該事前ルーリングに関するガイダンスと併せて読まれるべきとされている。また、事前ルーリング制度を利用する前に、納税者は以下を確認することが求められる。

- 対象取引がより適切なルーリングまたは認可ルートの対象となっていないか
- ガイダンスの中に既に回答がないか否か。

詳細については下記を参照のこと。

>> [GOV.UK](#)(英国政府ウェブサイト(英語))

3. HMRC: FRS 101・FRS 102 への移行の税務上の影響に関する文書を改訂

HMRCは、現行の英国 GAAP から FRS 101 または FRS 102 に移行する企業にとっての主要な会計上の変

更点および税務上の取扱いについて記載する2つの文書を改訂した。

各文書は2つのパートに分かれており、一つ目のパートは英国 GAAP に基づく会計上および税務上の取扱いとの比較、また二つ目のパートは移行に伴う問題点について記載している。また各文書はそれぞれ英国 GAAP から、FRS 101 に移行する企業、FRS 102 に移行する企業にとっての会計上および税務上の取扱いに関するものとなっている。これらの文書は主に法人税に関するものだが、所得税についても有用な情報が多く含まれている。

詳細については下記を参照のこと。

>> [GOV.UK](#)(英国政府ウェブサイト(英語))

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅 hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.